

第1 法人税法関係

1 第2条《定義》関係

【新設】（通算親法人及び通算子法人の意義）

2-1 法第2条第12号の6の7《定義》に規定する「通算親法人」及び同条第12号の7に規定する「通算子法人」とは、法第64条の9第4項《通算承認》の規定により通算承認の処分を受け、又は同項若しくは同条第5項、第9項、第11項若しくは第12項の規定により通算承認があったものとみなされるとともに、同条第6項及び第10項から第12項までの規定により通算承認の効力が生じている法人をいうことに留意する。

【解説】

1 法人税法第64条の9第2項《通算承認》の申請を行った内国法人につき同条第4項の規定による通算承認の処分があった場合又は同条第5項の規定によるみなし承認があった場合には、通算承認は、同条第1項に規定する内国法人（親法人）及び同条第2項に規定する他の内国法人（子法人）の全てにつき、通算制度の規定の適用を受けようとする最初の事業年度の開始の日から、その効力を生ずることとされている（法64の9⑥）。

また、同条第10項第1号に規定する時価評価法人又は同条第12項第1号に規定する時価評価法人及びこれらの時価評価法人が発行済株式又は出資を直接又は間接に保有する同条第2項に規定する他の内国法人（いわゆる関連法人（グループ通算通達2-42《時価評価法人の時価評価すべき資産—通算制度の開始》の注書及び2-52《時価評価法人の時価評価すべき資産—通算制度への加入》の注書を参照）については、通算承認が申請特例年度（同条第9項に規定する申請特例年度をいう。以下同じ。）中にあった場合であっても、その通算承認の効力が生ずるのは、当該申請特例年度終了の日の翌日以後とされている（法64の9⑩—⑫一）。

2 ところで、通算親法人及び通算子法人の法令上の定義としては、通算親法人は「第64条の9第1項（通算承認）に規定する親法人であって同項の規定による承認を受けたもの」（法22の六の七）と、通算子法人は「第64条の9第2項に規定する他の内国法人であって同条第1項の規定による承認を受けたもの」（法22の七）と、それぞれ規定されていることから、これらの法人は、その承認を受けた事実をもって、その承認を受けた日から通算法人としての課税関係を律することとなるのではないかと、といった疑問が生ずる。

3 この点について、通算承認の効力が生じていない主体について、これを通算法人として課税関係を律するという事は、法人税法のみならず私法の一般原則に照らしても適当ではない。

このことから、本通達においては、通算法人（通算親法人及び通算子法人）とは、通算承認の処分を受けたこと又はみなし承認の事実があったことのみならず、その承認の効力が生じている法人をいうことを留意的に明らかにしている。したがって、通算承認の処分を受けたあるいはみなし承認の事実があっただけで未だその承認の効力が生じていない法人は、通算法人に該当せず、グループ通算制度を適用しない法人として課税関係を考えることとなる。

4 なお、本通達は、グループ通算制度における通算親法人及び通算子法人の定義について、連結納税制度における連結親法人及び連結子法人の定義と同様の規定が定められたことか

ら、旧法人税法第2条《定義》に係る取扱いとして定めている連結納税基本通達1-3-1《連結親法人及び連結子法人の意義》を、基本的な取扱いを維持しつつグループ通算制度向けに改組した上でグループ通算通達に移設したものである。